

平成23年度第1回鴨川市環境審議会会議事録

1. 日 時 平成24年3月13日(火) 午後1時28分から

2. 場 所 鴨川市役所7階 会議室

3. 出席者

(1) 出席委員 10名
鈴木 美一、庄司 朋代、伊藤 正人、今野 宗郎、田村 政彦、
今泉 朝子、加藤 和夫、松本 めい子、谷 一浩、中山 誠一

(2) 市側出席者 2名
市長 片桐 有而、市民福祉部長 庄司 政夫

(3) 事務局 6名
環境課 課 長 長谷川 勉、衛生センター所長 庄司 市郎
清掃センター所長 長谷川 昌明
衛生センター次長 豊島 秀樹、課長補佐 高木 譲
環境保全係長 田中 仁之

4. 会 議

(1) 開 会

環境課課長補佐： 皆さんこんにちは。
定刻より、若干早いんですけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、平成23年度第1回鴨川市環境審議会を開催させていただきます。
本日の進行を務めさせていただきます、環境課課長補佐の高木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
本日の出席委員は10名全員ということで、「鴨川市環境審議会規則」第3条第2項の規定により、過半数に達しておりますので、本審議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

(2) 委嘱状交付

環境課課長補佐： 続きまして、委員皆様方に 委嘱状の交付をさせていただきます。市長が皆様の席に参りますので、自席にてお受取り頂きますようよろしくお願いいたします。

市長より各委員へ委嘱状を交付

(3) 市長挨拶

環境課課長補佐： 続きまして、開会にあたりまして、片桐市長より挨拶を申し上げます。

市 長： 皆さん、こんにちは。
今年度、第一回の鴨川市環境審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様方にはご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
日頃は、本市の環境行政におきまして、また諸般の市政におきまして、ご理解ご協力を賜っておりますこと、本席をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

います。

ただ今、会議に先立ちまして、環境審議会委員に、ご委嘱申し上げさせて頂きました。委嘱に際しましては、全員の方々から快くご承諾頂きましたこと、衷心より感謝申し上げます次第でございます。

委員皆様方におかれましては、それぞれの立場におかれまして、ご活躍をされておりますとともに、地域社会にも大きなご貢献を頂いておりますのでございます。

今回は引き続き委員をして頂く8名の方々、そして2名の方が、新しく委員にられました。どうぞよろしく願いいたします。

ご承知のとおり、東日本大震災も丸一年が経過し、わが国全体が復旧・復興に邁進しているものの、避難生活が長期化するなど、未だ多くの方々日々の生活に不安を抱えていることは否めない処でございます。また、がれきの処分につきましても、日本全体で対処せねばならない様相を呈しております。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の収束につきましても、今なお、長い時間がかかるものと思慮いたしております。

本市は、事故発生後、市民の皆さんへの安心・安全確保の一環といたしまして、大気・土壌・海水、そして水道水や農水産物等、多岐にわたり、測定・検査を実施いたし、随時、広報誌及び市のホームページ上において、周知させて頂いております。

幸いにして、各検査の結果も憂慮すべきレベルではなく、今後も市民の皆様へ安心・安全をお届けできますよう、継続的に測定を実施してまいり所存でございます。

さて本日、環境審議会にご説明させていただきます議件は、一般廃棄物ごみ処理基本計画とし尿収集業務委託について、大きく2点でございます。

まず、一般廃棄物ごみ処理基本計画についてでございますが、安房郡市広域市町村圏事務組合において進めております、安房3市1町によりますごみ処理の広域化事業の進捗に必要な基本計画となります、一般廃棄物処理基本計画につきましてご説明をさせて頂きたいものでございます。

次に、衛生センターの業務でありますし尿収集業務委託につきまして、現在、市内を五つの区域に区分し、市直営により業務を行っておりますが、平成24年4月から、田原・長狭地区の全域と西条・横渚地区の一部について民間に委託したく、その内容につきましてご説明を申し上げるものでございます。

最後に、その他といたしまして、現在、安房広域で進めております新火葬場の進捗状況、大気中における放射線量測定結果について、また、鴨川清掃センターにおける現状につきまして、ご報告をさせて頂きたいものでございます。

せっかくの機会でございますので、委員の皆様、お気づきの点がございましたら、遠慮なくご意見を頂戴できれば幸いに存じますと共に、どうか提案されます議件が慎重審議の上、滞りなく終了されますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましてのあいさつにかえさせて頂きます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(4) 会長・副会長選出

環境課課長補佐： それでは、議事に入ります前に、鴨川市環境審議会規則第3条第1項に「審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる」とございますが、任期満了後の初めての会議でございますので、会長・副会長が選任されておられません。

よって、会長が決まるまでの間、片桐市長に座長をお願いしたいと思っておりますが、ご了承頂けますでしょうか。

委員： 異議なし

環境課課長補佐： ありがとうございます。
それでは、市長よろしく願いいたします。

市 長： それでは、ご指名によりまして座長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

早速ですが、次第の4「会長・副会長の選出」について、事務局より説明をお願いいたします。

環境課課長： はい。それでは、会長・副会長の選出でございますけれども、鴨川市環境審議会規則第2条第1項に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める」とございます。

本審議会は、初の会議でございますので、会長・副会長が選任されておられません。

よって、委員の皆様の互選により選任をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

市 長： 会長、副会長の選出でございますけれども、会長の選出まで、私の方が進行させていただきます。

副会長の選出につきましては、会長さんが決まりましたら、会長さんの方から進行をお願いしたいと思いますと思いますが、それにつきましてご異議ございませんか。

委 員： 異議なし

市 長： よろしくお願いいたします。

それでは、会長の互選につきまして、ご協議をお願いいたします。

はい、伊藤委員さん。

伊藤委員： 前回まで副会長をされておりました今野さんが会長をしていただければと思います。

市 長： ただ今、前会長の伊藤委員から今野委員さんを会長にとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

委 員： 異議なし

市 長： 異議なしということですので、今野宗郎さんに会長をお願いするということで決定いたしますので、今野さん、よろしくお願いいたします。

会長さんが決まりましたので、私の方は座長をおろさせていただきますので、会長さんの方に進行をお願いいたします。

今野会長： ただ今、皆様方からご推薦を頂きまして、当環境審議会の会長を務めることとなりました今野でございます。議事の進行をさせていただきますが、何分にも不慣れでございますので、どうかひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。

では、以下座って進行させていただきます。

それでは、早速でございますが副会長の選出について、お諮り申し上げます。

副会長の選出につきましては、会長から一言推薦させて頂き、皆さん方のご同意を得て決定したいと考えておりますが、ご異議ございますでしょうか。

委 員： 異議なし

今野会長： それでは、大変失礼ではございますが、永らくと申しまして、私が存知上げておりますのは、平成17年以降のことでございますが、その時から本

審議会の委員をされておられ、かつまた、コスモスの会というリサイクルの会の会長をなされ、ご活躍をなさってきた今泉委員に副会長をお願いしたいと存じます。皆さん方のご了承を得られれば、大変ありがたく存じます。いかがでございましょうか。

委員： 異議なし

今野会長： それでは、異議なしということでございます。ひとつ、よろしくお願いたしたと思います。

それでは、ただ今、今泉さんが副会長に就任いただけるということで、ご了承を得ましたので、ひとつよろしくお願いたします。（拍手）

環境課課長補佐： ありがとうございます。

それでは、片桐市長は別に公務がございまして、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いたします。

市長退席

(5) 議 事

今野会長： それでは、議事の進行に入らせて頂きますが、(1)の一般廃棄物ごみ処理基本計画について事務局の方から説明願います。

環境課課長： はい。

環境課の長谷川でございまして。

それでは、恐縮でございますけれども、座って説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議事の(1)でございまして「一般廃棄物ごみ処理基本計画」につきまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、本計画の現在までの経緯につきまして若干お時間を頂き、説明をさせていただきます。

この一般廃棄物処理基本計画でございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づきまして、市町村における一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本となります計画でございまして。

よって本計画は、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的な、ごみ処理の推進を図るための基本方針として定めたものでございまして。

本市におきましては、旧鴨川市と旧天津小湊町との合併後、平成18年3月に同計画を策定いたし、平成31年度を最終計画目標年度といたしまして、15年間の計画の期間と定めさせていただきました。

その一方で、安房3市1町で構成しております安房郡市広域市町村圏事務組合を中心に、安房地域全体でのごみ処理につきまして、平成10年度より、協議・検討を重ねられてきたところでございまして。

平成19年度には、現在の南房総市旧富浦町・大津・居倉地区をごみ処理施設の建設最優先候補地として決定をさせていただきます、広域処理の事業化に向け推進してきたところでございまして。

現在は、当大津・居倉地区が建設予定地として、平成24年度より国の国庫交付金を受け、当該施設の計画策定に入っていく段階となっております。

そこで、圏域内のごみ処理広域化に向け、本市・館山市・南房総市及び鋸南町の一般廃棄物処理基本計画において、同一歩調を図る必要性が生じたことから、今年度中にそれぞれの市町におきまして、計画の見直しを行うものとなったところでございまして。

従いまして、本日、本計画のごみ処理広域化に関わります内容を主に、ご

説明をさせて頂きたいものでございます。

それでは、資料に基づきまして説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

はじめに1ページでございます。

この1ページにつきましては、1「計画策定の主旨及び計画期間」でございます。冒頭でも申し上げましたように、本市におけるごみ処理に係る長期的視点に立った基本方針を示させて頂き、計画期間につきましては、基準年度を平成22年度とさせて頂きまして、5年毎の中間目標年度の設定をいたし、平成37年度を最終目標年度とさせて頂きたいものでございます。

続きまして、2の「ごみ処理における基本理念と基本方針」でございます。その中の(1)「基本理念」といたしまして「3Rの推進」「循環型社会の形成」、加えて「環境負荷への低減」としております。

1枚、めくって頂きたいと思っております。

2ページの(2)「基本方針」でございます。これにつきましては、基本理念と同様、環境に配慮したシステム構築を基本方針として掲げさせて頂いております。

次に(3)の「ごみ処理の現況と課題」でございます。

これは、ここにフロー図がございますけれども、現在本市におけるごみの処理体系を示しておるものでございます。

3ページに移りまして、(2)「ごみの排出量の実績」でございます。本市における平成22年度1年間のごみの総排出量は17,000tでございます。

これを、市民1人・1日当たりの排出量に換算いたしますと、1,282グラムでございます。千葉県及び国に比べて、上回っておる状況下でございます。この一因といたしましては、本市が千葉県でも有数の観光地であるため、ごみの量が多いためと考えております。

続きまして(3)でございます。「ごみ減量化率と資源化等の実績」でございます。ごみの総排出量における減量化率は平成13年度と比較いたしまして、927トン・5.2%の減量化となっております。しかしながら、先ほど申し上げた原単位で比較いたしますと6グラム・0.5%の増となっております。この主たる要因は人口が減少しているのにも関わらず、ごみの総排出量が、これに比例して減量されていないことが主な要因と考えられます。

次に、資源化率でございます。ごみ総排出量に対する、紙類、金物類、ガラス、ペットボトル、灰のエコセメント化などを行うことによる資源化率を示した割合でございます。本市におきましては、平成22年度は23.5%となっております。全国や県平均と比べ高い値となっております。

1ページ、おめくり願ひまして、4ページでございます。

(4)「ごみ処理費用」でございます。

本市における1年間のごみ処理に係る費用でございます。収集・処理費、合わせて、約5億1千万円、経費がかかっております。

これを住民1人当たりに換算いたしますと14,035円となります。これは、全国・千葉県平均が約11,000円でございますので、経費はやや高い傾向にあると言えます。

ここまでは、ごみの排出量や資源化及び経費等の実績につきましてご説明をさせて頂きました。

これらの点を踏まえまして、今後の方向性、問題点・課題等々につきまして説明をさせて頂きます。

(5)でございます。本市における「問題点と課題」につきまして、主な点につきまして申し上げさせて頂きます。

1点目といたしまして、市民1人1日当たりのごみ排出量が高いことから、更なるごみの発生抑制・排出抑制を図らなければならないと考えております。2つ目として、資源化率向上にむけての取組の検討。そして、ごみ処

理経費の合理化などを示させて頂いております。

また、5ページに移りまして、長期的視点に立つての安房郡市広域市町村圏事務組合におけるごみ処理の広域化を課題として示させて頂いております。

続きまして、4番目の今後の取組といたしましての「ごみ処理基本計画」でございます。

まず、(1)「ごみ処理の基本理念」といたしまして、計画期間である15年間における基本方針等を定め、循環型社会形成に向けた概念図をお示しさせて頂いております。

優先順位といたしましては1番目に発生抑制、2番目に再使用を行い、それでも残るごみについては、3番目に再生利用という方策をとってまいりたいと考えております。

1ページ、めくっていただきまして、6ページでございますけれども(2)の「計画の目標値」でございます。

ここでは、中間及び最終目標年度におけます市民1人当たりのごみの総排出量の目標値を定めたものでございます。

これは、より一層、市民1人ひとりの3R意識の向上や循環型社会形成の構築により目標達成を目指すものでございます。

平成22年度のごみ総排出量の原単位の1,282グラムを、平成27年度には1,231グラムに、そして計画最終目標年度には1,128グラムまでの減量化を目標値として定めたものでございます。

これを、単なる目標値としてではなく、実行してまいります施策といたしまして、7ページに記載してございます、家庭・事業者・行政の役割の施策をまとめたものから、現在の処理体制や将来的な処理体制に関しまして示させて頂いております。

施策を形あるものとして行いますには、市民1人ひとりの意識の向上、生活習慣に自然に溶け込むことにより、結果としてごみの排出抑制に繋がっていくものと考えられます。

また、本市及び安房地域の原単位数値の上昇は、年間1,000万人からの観光客によるごみもその一因と考えられますことから、ごみの持ち帰り運動の呼びかけや推進なども目標達成に大きな成果が得られるものと考えております。

1ページ、おめくりいただきまして8ページでございます。4番目「ごみの分別収集区分」についてでございます。

左の表が現在の本市における分別区分をお示しをさせて頂き、右側が広域化後における分別収集区分を示させて頂いたものでございます。

将来の分別区分につきましては、社会情勢の変化に伴って変更も考えられますけれども、ここにお示してございますとおり、その区分は、現在の安房管内の市町の分別を集約し高いレベルに合わせたものを将来の区分として、示させて頂いております。

続きまして、9ページでございます。9ページの「ごみ処理計画」でございます。広域化後におけます収集運搬体制の目標を定め、適正な収集運搬体制の確保に努めるものでございまして、収集運搬車両の更新の際には、ハイブリッド車や天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等、環境負荷低減に努めること等も、この概要版には載っておらないんですけれども、本編に載ってございますのでよろしくお願いたします。

1ページ、おめくりいただきたいと思います。

10ページでございます。2番目の「中間処理について」でございます。中間処理とは収集運搬後から最終処分前までの処理のことといたしまして、施設で言いますと、焼却施設と再生利用施設に大別されるものでございます。

ごみ処理の広域化後における中間処理は、熱回収施設と再生利用を図るマテリアルリサイクル施設において中間処理を行うものでございます。

この熱回収施設、いわゆるごみ焼却施設でございます。ごみを焼却し、発生する熱を利用して発電を行い、当該施設に供給し、発電による経費削減を図る計画でございます。

再生利用を図るマテリアルリサイクル施設でございますけれども、粗大ごみの破碎や資源ごみの分別などを行う予定でございます。

また、資源ごみにつきましては、今後、安房広域及び3市1町による協議で分別の種類や処理主体の方向性を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3の「最終処分について」でございます。最終処分場は主に、可燃ごみ焼却時に発生する焼却灰を埋め立てることを目的としております。

最終処分場の計画は、灰等の飛散防止や浸出水量をできるだけ少なくするなど、安全かつ安定的な最終処分を目標として計画してまいります。

続いて11ページでございます。「ごみ処理体系について」でございますけれども、今まで説明をさせて頂きました収集運搬、中間処理、最終処分を体系的にまとめたフロー図でございます。

1ページ、おめくりいただきたいと思っております。

(6)の「施設整備計画」でございます。

ここは、本計画におけます一番大きな追加をする点でございます。平成32年度の稼働を予定しておりますごみ処理広域化による施設整備計画でございます。

この施設整備計画の理念及び目標も、本計画の基本理念・基本方針と同様に「3Rの推進」、「循環型社会の形成」、「環境負荷の低減」等を基本としております。

また、適正規模、コスト削減に考慮し、環境とエネルギーに関する理解が住民全体で共有される体制づくりができる施設を目標としておる処でございます。

2番目の「計画施設の概要」でございます。構成市町は安房管内の3市1町でございます。

計画の主体は安房郡市広域市町村圏事務組合でございます。対象施設は、熱回収施設いわゆる焼却施設、マテリアルリサイクル施設、最終処分場でございます。

稼働開始目標年度は平成32年度を目標としており、計画位置は南房総市富浦の「天津・居倉」地区でございます。

熱回収の施設の計画概要でございますけれども、規模は、日量170tといたし、ごみ焼却による発電を行うことを計画してございまして、今後の焼却施設の方式選定にもよりますけれども、1時間当たり約3,000kw程度の発電量を見込んでおります。

排ガスにつきましても、先進施設の例を踏まえ、法令に基づく排出基準より厳しく自主規制値を設定し検討を進めてまいります。

また排水につきましては、生活排水や雨水以外のごみ処理に関する排水は一切外部に放流しない施設として考えております。

続きまして、13ページの③「マテリアルリサイクル施設」でございます。缶、びん、ペットボトルなどの資源化に取り組む他、粗大・不燃ごみの中の鉄やアルミも資源化を行う予定でございます。

また、今後の検討により、環境学習スペースや粗大ごみの修理・再生の取組みも取り入れていくものでございます。

最後に④の「最終処分場の計画概要」でございますけれども、当処分場におきましても焼却施設と同様に設置することを計画としております。

先ほどご説明いたしましたが、最終処分場へは、焼却施設から焼却灰が主

たる搬入物となります。

焼却灰の発生量は、焼却施設の処理方式や現在、本市で採用しております灰のエコセメント化も視野に入れながら今後検討し、施設規模を考慮していくものでございます。

最終処分場の設置は、用地の確保の点、処分場の管理や運搬等を考慮しますと、焼却施設との併設が有効であると現在、考えております。

最新のコンクリートピットの上に建屋を設置するクローズド型を採用し浸出水を極力抑制し、灰等の飛散を防止する施設を計画してございます。

最後になりましたけれども、7番目「計画工程の概要」でございます。安房広域で行うごみ処理の広域化の稼働目標年度である平成32年度までの工程を示させていただきます。

以上、概要版での本計画につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

今野会長： ありがとうございます。本来ならば、ここで委員の皆様からただ今の議事につきまして、ご意見・ご質問をいただくこととなる訳でございますが、ちょっと私、不慣れでひとつ抜かしてしましまして、会議録の署名人の指名をするのを抜かしてしまいました。大変申し訳なくお詫びいたします。今回の会議録の確認でございますけれども、会議録署名人として、会長から指名をさせていただきますと存じますが、いかがでございましょうか。

委員： 異議なし

今野会長： 異議なしとのことでございますので指名をさせていただきます。田村委員に会議録の署名をひとつお願いしたいと思います。

田村委員： はい、わかりました。

今野会長： よろしくお願いたします。
それでは、ただ今、事務局の方から説明がありました、一般廃棄物ごみ処理基本計画の概要について、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いたします。

伊藤委員： はい。
まず、3ページ。鴨川市は観光客が多いということで、住民1人当たりの原単位がこういう値にならざるをえない訳ですけれども、似たような都市です、観光都市で、同じような方式で原単位を見た場合に、どのくらいになるのか資料がございましょうか。

環境課課長補佐： はい。
恐れ入ります。本編の方をご覧になって頂きたいと思っております。一般廃棄物処理基本計画、右頭に資料と書いてあります本編の25ページをご覧頂きたいと思っております。

その25ページの(2)類似都市との比較ということで、ここに20年度ですけれども、比較の方を掲載させて頂いております。その中で平成20年度におきます、1日当たりのごみの総排出量ということで、20年度ですけれども1,226でございます。類似都市を1,000とさせていただきますと、本市は1,226と若干高くなっております。以上でございます。

伊藤委員： これはですね、住民だけではなくて観光業者や観光客自体にも理解してもらわなくては、いけないことですね。実際にどういことをやったら、ごみ量は減らされるのか。正確のところですね、ごみの再利用率ですか、資源化率が23.5%から平成37年には27%まで上げるとか、ごみの排出量を1,282

グラムから1,128グラムまで下げるといふ数値は示されていますが、実際どういふことをやったらここまで減るのか。この27%の数値をどこから持ってきたのか。全国で一番先進的な地域で27%ぐらいといふことであれば、それに倣ったといふふうにしますとか、そういったところがあると住民の方たちも理解しやすいと思うのですが、ちょっと、このままでは、これがどうして出てきたのか。現在1,282グラムでているのですけれども、たとえば買ってきたスーパーの袋をもらうのをやめるとどのくらい減るのか、そういったことの積み上げとかやってないのか。住民の方に理解してもらうためには、そういう具体的にこういうことをやれば、このくらい減りますよといふ説得材料が必要になると思うんですけれども。

環境課課長補佐：

はい。ただ今のご質問で、どうしたらごみの量が減らすことができるのか。また資源化率をどのような形で算定をといふご質問でございます。

ごみの量をどのように減らすことができるのかといふことでございますけれども、本編の方になってしまうんですけれども、40ページの方をお聞き頂ければと思います。

まず、事業系ごみの方の料金改定をおはかりさせて頂きまして、平成21年度から事業系ごみを若干値上げをさせて頂いた訳なんですけれども、それに伴いまして若干の減量化があったものと思われまして。

また、家庭系のごみも皆さんごみの減量化を進めていただいておりますけれども、今なお、大変多いと。そのためどのような形をしたらよろしいかといふことなんですけれども、40ページの(2)の家庭における排出抑制と再使用の推進と書いてございますが、マイバッグ運動と過剰包装の辞退とかですね、今までの計画と同様に取組んでまいりたいと考えております。

また、事業者における排出抑制といふことで書かせていただいておりますけれども、資源化する物は、資源化として回収の方を事業者の方にお願いをしていきたいと考えております。

資源化率の算定なんですけれども36ページをご覧になって頂きたいと思っております。

まん中に千葉県目標といふものがございまして。その中で排出量、再生利用率、最終処分量がございまして、これを基本といたしまして、最終的にその率を15年で割りまして、毎年少しずつの減量化を目指しまして、最終的に資源化率を27.3%という形です。算定したものでございまして。以上でございます。

谷委員：

今の説明はよくわからないのだけど、もっと具体的に示すなり、たとえばプラスチックはゼロで推移しているんだよね。これなんか、たとえば君津では分別して焼却施設で燃料として燃してもらっているんだよね。そんな取組みでもしたら、皆さんで分別してもらって具体的に数値がわかるんだけど、ただ単に県の数値がいくつだといふてもわからない。具体性が全くない。数字だけ示したって実現不可能な部分が多い。みんなに取り組んでもらうといふことが基本であるならば、そういうふうに行えば数値が上がるし、そういうのを具体的にぶつけなければ、何ら意味がない、ここに座っていて聞いていても。

今泉委員：

賛成です。全く賛成意見です。千倉の方ですかね、ちゃんと燃料化しているんですけれども。リサイクル可能な項目を増やすべきだと思います。

生ごみに関しても、町の中と田舎の方とはちょっと状況が違うかもしれないけれども、生ごみの中で占める割合はかなり大きいものだと思いますので、そういうところの検討なんかをした方が、数字を追いかけるよりも、ぐんと効率が上がると思うんですけれども、せっかくの機会なので、広域の良い施設ができるので、こういう検討に入るべきだと思います。

今野会長： 伊藤委員の質問に関連して、谷委員、今泉委員からも発言がありましたけれども、事務局として、ただいまのご意見でもう1度説明していただいけませんか。お三の方の質問をひっくるめて。

環境課課長補佐： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長補佐： はい。申し訳ございません。
今一度、本編の方の40ページ、41ページをご覧頂きたいと思います。
ただいま委員さんの方からご指摘がございまして、今一度ご説明の方をさせて頂きたいと思います。

(1)有料化でございます。ごみ処理の広域化に向けて、ごみ処理料金の統一に向けた制度の見直しを図りまして、減量化を勘案して検討を行っていきたくて考えております。そして、家庭における排出抑制でございますが、先ほど言いましたように、マイバッグ運動とか過剰包装の辞退、またフリーマーケットやバザー等を今後行っていく、そして特に家庭における生ごみの減量化と堆肥化ということで、生ごみにつきましては水分が40%以上でございます。ですから水分を極力減らしていただいで減量化に努めていただくというものを啓発活動を行っていきたくて考えております。

そして集団回収、鴨川市におきましては資源化の方をさせて頂いておるんですけれども、これにつきましては、若干、毎年収集量が減少しておりますので、このところできんとか上げる形で各PTAさんとか、そういうところにお話をさせて頂きたいと考えております。あと、生ごみの方なんですけれども、補助金の方を出させて頂いておりますので、その後も広報等で周知させて頂き、活用をして頂きたいと啓発活動をもっともって行っていきたくて考えております。そして事業者におけます排出抑制でございますが、資源となるものがそのままごみとなってしまうので、事業者さんをお願いして、資源化するものは資源化として回収の方をしていただいで、ごみの減量化に努めて頂きたい。また、再利用できます物につきましては、再利用していただけるように事業者さんの方をお願いしていきたくて考えております。

41ページの方に(5)の環境教育の推進ということで、小・中学生を対象に環境学習の推進をさせて頂きまして、地球・生活・ごみの関係性等について、子どもたちが理解できる機会を設けさせて頂きまして、啓発活動に取り組んで行きたいと考えております。以上でございます。

今野会長： どうぞ。

伊藤委員： 啓発するのは結構なんですけれども、40ページに書かれているマイバッグ運動とかフリーマーケットの活用といったものをやると実際、今何トンもの物が運び込まれて、マイバッグを100%やったとしたら、どのくらい減るのか。あるいは50%やったらどのくらいになるのか。そういう数字を出していただいで、目標に近づけましようと言ってもらった方が、私は住民の方は理解できると思いますけれども。

今泉委員： 具体性が全く無いですね。ただ、皆さんにお願いしなすと言うだけで、もって道筋を作ってもらわないと減らないんじゃないかと。

環境課課長補佐： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長補佐： 恐れ入ります、一般廃棄物ごみ処理基本計画の資料編 87 ページの方をお開きいただきたいと思います。

1つの例でございますが、マイバッグの利用ということでレジ袋を使わない場合ということで書いてございます。年間レジ袋を一人当たり 300 枚使った場合、鴨川市におきましては 106t、お使いになるということで、これが 60%の方がマイバッグを使った場合、年間で約 64tほどの発生の抑制があると。これにつきましては、先般もマイバッグの講習会を開催させていただいた訳なんですけれども、こういうふうな形で皆さんにお願いをしていきたいと考えております。以上でございます。

伊藤委員： そういうことを、もう少し住民の方にアピールする機会を作って、毎年 1 回とか 2 回ですね、住民説明会なり勉強会なりをやって理解していただく方が良いのではないのでしょうか。

私の個人的な希望としましては、鴨川市の優れた自然環境を売り物にした観光業、その観光資源を潰さないように残していくような、尚かつそれをアピールして、千葉県の中でも先進的な環境対策をやっているんだというような事をもっとアピールしていかなければいけないと私は考えています。以上です。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 今、色々なご意見を頂きましたので、やはり形あるものにしなければいけませんので、今掲げたものについては、講習会を開く、また広報紙に載せる、新聞等々にもお願いする、また事業所等にもお願いする等々の形の中で推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今野会長： 伊藤委員さん、よろしゅうございますか。

伊藤委員： そっちの啓発活動を、もう少し強く進めていただきたいと思います。

環境課課長： はい。

今野会長： 鈴木委員さん。

鈴木委員： はい。

さっきの 40 ページの中で、集団回収への積極的に参加という項目ですけれども私、たまたまつい最近、長狭学園の学校運営委員会をやっておりまして、その会議で長狭学園は年 2 回、資源回収をやっているんですよ。1 回に大体、金額で 50 万になるんですよ。私は年 4 回ぐらいやった方が良いんじゃないかと提案しているんですけれども、なかなかそれをやらしてもらえないというのは、大変だとか色々あるんですけれども、それをここでは、地域学校等で行う集団回収を積極的に参加、協力をお願いし資源化の向上に努めるとありますが、現状、どういうふうに行われているか把握していますか。どこの学校で何回やっているとか。結局、目一杯やっていたら、積極的に参加も、もう無い訳ですよ。ところがやっていない学校があればどんどん参加していただくのはわかりますけれども、そういうところは今、伊藤委員がおっしゃったように、具体的にそういう処を把握した中でやっているのか、ただ文章だけであれば良いと思います。それが参加できる体制にあるのか、目一杯やっているのかわからない状況の中で、こういうふうにあげても何か進んでいかない現状だと思うんですよ。それは今、年 1 回しかやらないければ、年 2 回やって下さいよ。3 回やって下さいよと言える訳ですよ。持

っていきける訳ですよ。長狭学園の場合は2回、1回に皆さん、多分知らないと思うんですけども色々補助金から含めて50万円ぐらいになります。年に100万円ぐらいになります。これはPTA活動に、一生懸命やって資金にしているんですけども、そういう中で他の学校が私は、やっているのかどうか私もわからないので、もし把握していたら教えていただければ。

環境課課長補佐： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長補佐： 今、詳しくはわからないのですが、学校単位でやられているところもあろうかと思うんですけども、各子ども会単位とか、または各町内会の単位とか、またスポーツクラブの単位とかで回収の方をさせておきまして、全てすべて学校の、小学校がやられている訳でなくて、そういうような形で集団回収をしております。以上でございます。

鈴木委員： 今、言葉ではわかるのですが、ではどこの町内会、どこのスポーツクラブがやっているんだと把握しているんですかと私は聞いているんだから、それをやっていますというのではなくて、ここはこういうふうにやっていますよと具体的な答え方だと思うんですよ。ちゃんとそういう現状に基づいて、現状はこうだからこういうふうにしようよと言っていかないと先ほどから話があるように、いくら10%にしようよと言っても、それはなかなかいかない話なので、それは色々具体的に計算しているかもわかりませんが、やっぱりそれをどういうふうにやったら達成できるんだと考えていかないと、これは数字だけ入れても何もならないことなので、これはやっぱり皆さんが参画しやすい、やりやすい、また設定もしていかなければいけないと思うので、現状、細かいことを、現状やっていますよ、じゃあ、どこがやっているんですか、今、最終的に鴨川市全体で集団回収をどのくらい年間やっているんですと具体的な数字もつかんでいなくて、今後やっていきたいと思いますと言っても、私は難しいのかなと思うんですけど、その辺、もうちょっと、できないか大変かわからないけど、こういうふうにするのだったら、先ほど言ったように、やはり具体的な数字をあげていかないと実効性がないというところは、やはりただ計画を作れば良いというものではないので、その辺は考えた方が良く思うんですけど、具体的な数字をつかんでいるのなら言ってもらいたい、つかんでいないのなら、これからそれを考えていこうというのは、ちょっとその辺があるのではないですか。

市民福祉部部长： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

市民福祉部部长： 市民福祉部部长の庄司と申します。お世話になっております。皆様方には普段、あまりお会いする機会がないのですが、今日は環境審議会ということで出させて頂きましてたけれども、色々ご指摘を頂いております。

確かにこの計画書、基本計画ということで、ほぼ具体的な取組みの仕方、実施計画というような表現ができるかと思っておりますけれども、そういったことは、この中には書かれておりません。今年度、具体的に何をやるということについては書かれておりませんので、皆さん方からご指摘は当然だろうというふうには思います。ただ、環境課は、皆さん方の処までは、なかなか届かないかもしれませんけれども、こういったごみの減量化だったりリサイクルだったりとかの活動については、それなりにやっているというふうには思います。ただ、それが皆さん方に伝わっていないということが一番大きな問題だろうと思っております。環境審議会委員さんですら伝わらないということがあ

るというのは、大きな問題だと思いますので、環境課自体はそれなりの取組みはしておりますので、それをさらに取組みを充実させていくというようなことで、来年度からの取組みになりますから、私が言っているのかわかりませんが、24年度については、この発生抑制・再使用の推進に当たって具体的にこういった取組みをさせてもらうというような処を皆さん方にぜひお知らせをさせたいと思います。これまでもさっき言いましたようにマイバッグの講習会とかもやっておるんですけども、そういった処も伝わりませんし、ここで水を切って生ごみを出すと書いてあるだけで、実際なんだという話ですので、そういったあたりは審議委員の皆さんはもとより、多くの市民の皆さんに伝わるように具体的なものをお伝えしたいというふうに思います。

それから、数字に関しては、環境課はこの計画を作るにあつたては、資料編というものがあって、色々細かい数字を調べていますので、先ほど鈴木委員さんからお話があった集団回収についても、実際調べればそれなりのところまでは数字をつかんでいると思います。集団回収の補助金も、環境課は出してますし、そういった実績から求めれば市内でどのくらいの集団回収が行われているかという処はつかめるとは思いますけれども、なかなかうまく表現ができなかったということだと思います。その辺はご理解頂きたいなと思います。

今泉委員： はい、すみません。

今野会長： はい、どうぞ。

今泉委員： ずうっと環境審議会にご指名をいただいておりますけれども、以前、環境基本計画とか大変な、皆さんで決めましたよね。何回も何回も会議を開いて、なんか分厚い資料で、あの中に市民の減量のための啓発活動みたいな形で、より具体的にそれを進めましょうということで、略図みたいな矢印があって市から市民に向けて、どうやったら良いかって、散々協議して、私もその時意見を言いましたが、市と市民の間にそれを伝える市民の団体を作ったらどうかとか、そういうのも確か決めて、印刷されていたと思うんですけども、そういうものが具体的にその後できたのでしょうか。啓発活動のためのグループみたいなものを作りましょうという。何か、お話を聞いていると環境課の方が入れ替わってメンバーが全然違うので、入れ替わっちゃっているの、そこでうまく伝達されていないのか判らないのですが、何か全然事が動いていない印象なんですね。私は今、新聞も取っていないし、広報もあまり見ていないので、本当に市民の末端部にいる訳ですね。そうすると、ごみを減量しようとする市からの情報は全く来ないんですね。だけど、ごみを多分、ちゃんと減らそうと思っている人というのは、新聞とか広報を意識のある人は見ているけれども、あまりそういうものに疎い人というのは、取り残されていくんですね。情報から。それは田舎の方では部落単位での組織があって、その部落で環境課の方から、何かコンタクトを取って説明にきて来て下さるとか回覧板を頻繁に回すとか、きめ細かさがないような気がするんですね。もっとごみを減らしたいと思うんだったら、もっと一生懸命、市民に訴える何かアクションがあっていいような気がするんですけど、それが何か環境基本計画を作った後も、何か見えないような気がしてしょうがないんですけども、ぜひ、この次の会議迄には、そういうことを具体的にこういうことを決めました、こうしましょうみたいな、そういうものをぜひ聞きたいと思います。そうでないと数字ばかりやっても頭が痛くなるだけで、決めて終わりみたいな感じで、何もものが進んでいないんですね。毎回。はい、作りました。何かそれって、すごくむなしなんですけど。

環境課課長：

はい。

今、ご指摘を受けました。これにつきましては、先ほども申しましたとおり、形あるものにしないでと重々承知してございます。ですから、その啓発啓蒙活動そして具体的にこういうことをやって頂きたいと、そのようなことを踏まえて、より一層市民の方々にきめ細かに広報誌、インターネットまた何かの講習会の時には地元新聞にお願いしたり、そういう形の中で、また放射線量も毎月載せておるんですけども、やはりごみの減量化に関しても、色々な形の中で載せてまいりたいな、また、そういう地域で子供会にしろPTAにしろ、そういう時も出向いて行ってですね、そういう形の中でごみの減量化についてもご説明してご理解頂きたいと考えております。お願いいたします。

今野会長：

よろしゅうございますか。

今泉委員：

はい。

伊藤委員：

最後ということで。

今野会長：

はい、どうぞ。

伊藤委員：

はい。先ほどちょっと、環境都市というものでアピールした方が良いということで、これは、今回の基本計画の中に載せられないんでしょうけれども、私は、千葉県の平均原単位に比べ16%高いから、15年間で12%削減するというのは、これは計画ではないと思えるんですね。目標とするならば、千葉県の原単位を下げるとか、もうちょっと高い目標を設ける方が良く思われるんですけども。

環境課課長：

はい。

今の数値でございますけれども、これにつきましては、千葉県の方で、こういう形で取り組むと言うことの指導指示がきておりますので、やはり繰り返しになりますけれども、それを達成できるような方策を考えて行きたいと思っておりますので、先ほど申しましたように、形あるものにするような色々な方向から、また多くの皆様にご協力を頂いて、進めなくては行けないことでございますので、その担当課として目標に向かって推進してまいりたいと考えております。以上です。

今野会長：

いいですか。

伊藤委員：

はい。

今野会長：

どうぞ。

加藤委員：

はい、加藤です。観光協会です。

今、おっしゃっていることもよく分かるんですが、87ページの割り箸のことですね、事業者の回収。簡単に言いますとたとえば旅館組合さんを招集いたしまして、各旅館さんの自分のところのごみ、そこで大きな旅館さんから中小な小さな旅館さんまでありますが、そこで具体的な数字はすぐ掴める訳ですよ。ここでこうやればどれだけ減るんじゃないですか。それを市の環境課で指導してやれば、即、事業所の排出のごみがどれだけなくなるか、これ以上なくするにはどうやったらなくせばいいですかってことをやれば、即、ある程度の数字が出てくるはずですよ。細かい数字はありますけれども、今、何やれば一番、こういうのを早く出るとかというのを、組合なりに行って積極的に折衝する気だと思えますね。その方が一番早いと事業者のごみを減らす

とか、飲食店の方ももちろんいらっしゃるでしょうし。旅館組合なりに組合員に当たって、実際に動いた方が数字はすぐに出ます。こういう細かい数字を言われても、なかなか我々はうまく理解できないんですね。じゃあ、どうすればいいかって言えば、そういう方法をするのが、まず手っ取り早いひとつのスタートかなという感じがいたします。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 加藤委員さんの方から、いわゆる旅館業、事業系ごみですね。また飲食店等々、本市には沢山の事業所がございます。ですから、そういう組合にお願いする形の中で減量化を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

松本委員： いいですか。

今野会長： はい、どうぞ。

松本委員： マイバッグの利用でレジ袋を使わないというのは、今、マーケットの方もレジでいなければ、レジの方でいらないと言えば袋を出さない取り組みもやっていますし、結構意識のある方はこういうレジ袋をいらないとしていると思うんですね。私、この会には関係ないと言われればないと思うんですけども、ごみを減らすには我が家で一番ごみがでるのは、冠婚葬祭なんですよ。ご不幸があって、お顔出しに行くと結局、お茶が出たり、お酒が出たり、色々な物が三つぐらい出て、シュガーとか、それもお丁寧にきちっとした箱に入っているんですよ。ちょっとした顔出しでも、大体三つぐらい空箱が出ます。やっぱり交際が多い家だと結構出るんですよごみ。そうすると商店の方もいらっしゃるから、一概には言えないけど、そういうのは賛否両論あるとは思うんですけど、ここの席でこれを提案するのはいかがなものかと思うんですけども、千葉県の私の知っているところでは二つ、銚子と九十九里町がこういうお返し物の簡素化運動を前からやっているんですよ。お顔出しにしても、茶封筒ですよ。茶封筒に千円か二千元のお返しで、簡素化運動をしているのでというような、それこそ、小さな紙が入っていて、お返し物がそれで封筒1枚なんです。だから私はごみを減らすには、そういうのも一案じゃないかと私は思っています。お顔出しして帰ってくると、それを頂くのも大変で、そういうのも賞味期間があるので、結局捨ててしまうことになるんですね。そうすると、またごみが増えるというような悪循環になるので、私はそういうことも必要ではないかなと提案なんですけれども。それは、私はごみを減らすんで良いかと思っています。商店街の方もいらっしゃるから、一概には大きな声で言えないけど、私はそのようにしてほしいなと、市として、してほしいなと私自身思っています。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 松本委員さんからは貴重なご意見を頂きました。私の方についても色々賛否両論ございます。ですから、貴重な意見を頂いたということで、また、今後についてということをお願いしたいと思います。

また、レジ袋削減につきましては、やはり、私はいらないよということを表示する、お示しすることによって、それは少しずつでありますけれども、レジ袋削減になるのかなとそのように思われます。

まして、マイバッグ講習会、平成23年度初めて行ないましたけれども、去る2月19日、いわゆる不要になった傘の骨を抜いて折りたたんで、いわ

ゆるマイバッグということで40数名の方が参加していただきました。ですから傘の再利用、布の再利用、そしてレジ袋削減に伴いますバッグ作り、傘はナイロン製でございますので、軽くて防水化しておりますので、そういうことで県の地球温暖化推進員、船橋在住の大西さんにお越し頂き、また県の職員にも来て頂き、去る2月19日に第1回目ということで取組みをさせていただきました。平成24年度以降につきましても、やはりいろんな形の中で、地球温暖化CO2削減、いわゆるごみ抑制に関しての形あるものとして、また講習会等々、開かせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今泉委員： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

今泉委員： 提案なんですけれども、今、ここで具体的には松本委員の方からの冠婚葬祭のこととか事業系の割り箸のこととか、具体的なご意見が出てきましたけれども、市民レベルで小さな、手弁当の会議で良いと思うんですけれども、そういう各事業所とか漁協関係とか、そういう代表の人たちとか有志の人たちが集まって、ごみの減量化のためにこういうことも出来るのよと意見を出せるような、その意見を環境課さんの方で協議出来るような、そういう場が出来ないものでしょうか。そういうきめ細やかな意見から段々に、直接減量につながっていくと思うんですね。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 今のマイ箸とかそういう具体的な、これにつきましては、さっき松本委員さんがおっしゃっていましたように、片方では減量する、片方では商売をやっておる等々もございますので、これについてはまた、この場でですね、そういう簡易包装、先駆的なものでごみの減量化ということで進んでおる市町村もあろうかと思っておりますので、そういう処を参考にしてですね、また委員の皆様には提案をさせて頂きたいなとそういうように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今泉委員： と言うことは、難しいということですね。

今野会長： 会長は意見を言えない立場ではございますけれども、何分、色々なご質問が出て、事務局で熱心な答弁を頂いておりますが、ここで二つほど、お尋ねをしたいと思えます。

ひとつは、平成19年当時、環境基本計画策定委員会というものを当市が設置しております。32名で構成されております。それから先ほど、今泉委員から、発言があった内容で環境基本計画というものを策定、数回会合を開いたというものは、私が持っている資料によりますと平成17年の11月から翌年にかけて行われまして、この時諮問がなされておりました、伊藤会長名で答申をしております。今回の基本計画策定については、答申という形ではなくて、単なる説明のように見受けられますが、その点、二つほど会長から特に質問をお許し頂きたいと思えます。事務局いかがでございますでしょうか。

環境課課長： はい。

今回の計画案でございますけれども平成18年の3月に計画を策定、ご承認を頂いております。今般につきましては、安房圏域内3市1町のごみの広

域化に伴うものでございまして、本市の清掃センターを含め、南房総市、館山市、鋸南町についても大変老朽化しておるということで、そういう形の中で進めさせて頂きたい、進んでおるんですけども、そういう形の中で内容を説明させて頂き、ご理解を頂くということでご了承頂ければと思います。以上です。

今野会長： もうひとつの環境基本計画策定委員会という、当時の委員会は解散して、もうないんですけども、その点はいかがですか。今回の基本計画策定とは、全く関わり合いは。

環境課課長補佐： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長補佐： 今のご質問でございますけれども、当時の平成19年になりますか、今回の一般廃棄物基本計画とは違うものということで解しております。

今野会長： 分かりました。その他、ご質問、ご意見ございませんか。

委員： ありません。

今野会長： 意見も出ましたので、この議案につきましては、この辺で閉じさせてご異議ございませんか。

委員： 異議なし。

今野会長： 異議なしということでございますので、それでは議事の（2）し尿収集業務委託について、事務局から説明をお願いいたします。

衛生センター所長： 衛生センター所長の庄司でございます。よろしくお願いたします。
それでは資料2の鴨川市衛生センター一般汲取収集業務民間委託の導入についてという資料を見て頂ければと思います。座らせて説明させて頂きます。

私の方からは、鴨川市衛生センターにおけます、し尿収集業務の一部民営化につきまして、ご報告をさせて頂きます。資料2の1ページの「1.経過について」でございます。本市衛生センターでは、新市行政改革大綱に基づき、鋭意、民間活力の導入を進めておる処でございまして、民営化の第一段階といたしまして、平成22年4月から、単独浄化槽と合併浄化槽の清掃業務を併せた浄化槽汚泥の収集・運搬業務を、民間許可業者8社により実施をしたところで一定の成果を得たと考えております。

衛生センターのもう一つの大きな業務であります、し尿汲取り・清掃部門につきましては、現在、市内を5つの区域に区分し、収集車5台の運転手、助手で2名乗りで11名体制で業務を行っておりますが、職員の退職により、現体制のままでは、平成24年度からは収集職員の不足が生ずる状況にございます。

そのようなことから、し尿収集業務につきましても民営化の検討を進めておった処でございまして、本日は、委員の皆様方に24年4月からし尿の収集業務の一部の委託化を実施することといたしましたことからご報告申し上げ、また、ご理解を賜りたいものでございます。

次に「2.事前準備について」でございます。24年の4月より資料2の最後のページに表示してあります市内の一部を加えた地区を民間業者に業務を委託することとし、スムーズな民間委託を実行するため（1）（2）を現在実行しております。これは浄化槽許可制の導入時とは異なりまして、し尿の

業務委託の場合は、2ページ上段の資料1に示されたとおり件数も多く、料金的なトラブルや車が現地まで侵入できないなど狭隘な道路が多く、また、汲取る際に臭気など汲取り方法の混乱を防ぐため、試行期間的なものを設けて2月23日から衛生センター直営収集車に委託業者であります東工業社員に同乗してもらい現場研修を実施しております。24年1月に業務委託契約の入札を実施いたしました結果、鴨川市浄化槽清掃許可業者8社のなかから、鴨川市内浦の(株)東工業を業務委託業者として選定をするにいたっております。

2ページをお開きください。「3.業務委託内容について」でございます。委託する地区の田原・長狭地区内のし尿汲取り戸数は月平均559戸で、汲取量の実績は年1,449,108リットルでありまして、汲取料金といたしましては年間18,072,739円の収入手数料がございます。

次に「4.委託契約」でございますけれども、鴨川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則第2条第2項の規定によりまして、単年ではなく、最長であります5年間の長期継続といたしました。

次に3ページをお開きください。「5.業務委託料の設定について」でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定では、市町村が一般廃棄物の収集・運搬・処分等を委託する場合、収集運搬委託基準といたしまして6項目が示されておりますけれども、今回の業務委託料の料金設定方法といたしましては、昭和39年以来、47年間直営収集で業務を行ってきた本市におきましては、し尿収集業務について財産基盤もしっかりとした、経験を充分有した請負業者がまだ存在しておりません。また、一部特定区域だけを委託し、将来的に縮小される今回の委託業務を遂行するに足りる額とするには、委託料の設定方法を汲取った量による従量制による変動的な価格設定ではなく、区域を決めて、その中の定額の業務委託料の設定が必要と考えられまして、今回定額制による委託契約を締結することといたしました。

次に4ページでございます。「6.委託区域」でございます。これは字を示しておりますので後ほど見ていただければと思います。

この4月から何が変わるのかということでございますけれども、現在、市民の皆様がし尿の汲取りを希望する場合、衛生センターへ依頼をして、市直営の人員・車両により汲取りを実施し、し尿の運搬を行っております。今後、この委託制を導入することになる区域の皆様は、汲取りの依頼は従来どおり市へ連絡をいたしますが、その後は委託業者の車両と人員により、し尿の汲取り、運搬を行うこととなります。

区域の皆様方にとりましては、民営化による大きな影響はないものと存じております。

いずれにいたしましても行政サービスの低下、混乱を招くことのないよう、努めて参る所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

今野会長： ありがとうございます。ただ今のし尿収集業務委託について、説明にしまして何か質疑ございませんでしょうか。

鈴木委員： はい。ちょっといいですか。

今野会長： はい、どうぞ。

鈴木委員： この2ページで、実績収集手数料とかあるんですけども、新しく委託した東工業の契約金額を言ってませんね。それを言った方が良くと思いますが。

衛生センター所長： はい。13,721,400円でございます。消費税込みでございます。これは、単年で13,721,400円でございます。

今野会長： よろしいですか。

鈴木委員： はい。

今野会長： 他には、ございませんでしょうか。
無いようでございますので、次の(3)のその他でございますが、事務局、何かこれについてございますか。

環境課課長補佐： はい。事務局より3点ほど、ご報告をさせて頂きたいと存じます。
1点目でございますが「安房郡市広域市町村圏事務組合における新火葬場建設事業について」、2点目に「大気中における放射線量の測定結果について」で、そして最後、3点目でございますが「鴨川清掃センターにおける現状について」をご報告させて頂きたいと存じます。

今野会長： それでは、第1点の「安房郡市広域市町村圏事務組合における新火葬場建設事業について」事務局より説明をお願いいたします。

環境課課長： はい。それでは3市1町で火葬場の共同処理については、昭和47年度から実施しております。3火葬場につきましては、長狭・館山・千倉の3火葬場でございまして、館山・千倉の両火葬場につきましては、老朽化が著しいことから、新しい火葬場といたしまして南房総市山名地区、平成21年1月に用地造成工事を開始し、総事業費約24億円をかけ、今建設しているものでございます。
資料3の方にもございますとおり、鉄筋コンクリート造りの一部二階建て、火葬炉を6基、告別室を3室、待合室を7室、施設の概要でございまして、下のほうに今後のスケジュールでございますけれども、24年5月に火葬炉設備の現場工事が開始され、本年10月の稼動を目途に現在、順調に進められております。
また、新火葬場が出来次第、館山・千倉の両火葬場につきましては解体工事を行う予定でございます。
本市にございます長狭地区火葬場でございますけれども、これにつきましては昭和59年5月に供用を開始しております。27年が経過してございまして、老朽化しておりますけれども、これについては毎年度、定期的に修繕を行っております。来年度、平成24年度には、和室、待合ロビーの床をクッションフロアに改修し、併せて壁紙の張り替えを行う修繕をいたします。以上でございます。

今野会長： 事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

鈴木委員： はい。長狭火葬場の改修についてですが、畳の部屋が無くなってしまいうんですよね。

環境課課長： はい。そのとおりでございます。

今野会長： 他には、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

委員： はい。

今野会長： ないということなので、それでは、2点目の「大気中における放射線量の測定結果について」事務局より説明をお願いいたします。

環境保全係長： はい。環境課環境保全係長の田中でございます。

私の方からは、先の東京電力福島第一原発の事故による放射性物質飛散に伴います、大気中における放射線量の市内の測定結果について、ご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧くださいと思います。

この測定につきましては、原発事故を受けまして、県民の放射能に対する不安が高まっている状況を踏まえまして、この解消に向けて県内各所の放射線量についてきめ細かく実態を把握し、正確な情報を提供しようと、県が整備した同一性能の測定器を各市町村に貸与しまして、同一の方法で測定を行なう体制を千葉県の方で整えまして、本市も実施したものでございます。

資料記載の内容でございますけれども、測定器貸与開始の昨年7月から今年1月末まで実施いたしました測定結果をまとめてございます。左のページの方ですが市内の学校、幼稚園、保育所などの公共施設を中心に88箇所をそれぞれ3回計測したものです。0.5と1.0メートルとなっておりますが、これは県の測定マニュアルに従いまして、地表より50センチメートルの所と1メートルの所を同じ方法で測っております。右のページのところでございますけれども、比較的放射線の影響を受け易いとされます子供達の通学路29箇所について、各2回の測定をいたしました。その結果をまとめさせて頂いております。

結果でございますけれども、最低値が1時間当たり0.02マイクロシーベルト、最高値が同じく0.12マイクロシーベルトでございました。これを1年間に換算いたしますと、一般の方が浴びても問題の無いとされる限量である年間で1ミリシーベルトに達しませんことから、ですので安全なレベルであるというふうに判断しております。

なお、各施設3回の測定が終わりました。特段問題の無い数値でございました。この結果を受けまして、現在、各施設の測定ポイントを変えて、順次測定をして行く予定でございます。

この結果につきましては、市の広報誌やホームページで順次公開しておりまして、市民の皆様へ情報提供させていただいておる処でございます。以上です。

今野会長： 事務局の説明が終わりました。
ただいまの大気中における放射線量の測定結果について、ご質疑を頂きたいと思っております。

伊藤委員： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

伊藤委員： はい。この数値を見るとですね、安全対策について私も判断しかねるんですけども、公民館、たとえば東条、西条、田原、主基の公民館が結構高いですね。これ何故なのか、分かりますでしょうか。

環境保全係長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境保全係長： お答えさせていただきます。
主な原因というものは、正直わかりません。ですけれども、原発の事故が

起きまして、やはり風の溜まり易い所ですとか、自然由来の放射性物質というものもあるというふうに向っておりますもので、一概に、これが原因とわかりませんが、確かにおっしゃるとおり数字が若干高い所もございます。ただ、これが必ず害があるかと言いますと、基本的には年間に換算いたしましても、1ミリシーベルトに達しませんので、基本的には問題の無いレベルだと判断しております。以上です。

伊藤委員： 私は測定した方が良いと思います。放射線を浴びた材料を使ったり、コンクリートや石材を使ったりとか、そういうのが問題になっているので、もしかするとここの所に何か、今回の原発問題以前に使っていた材料に何か問題があるのか、あるいは、測定器の誤差範囲内なのか、人の集まる所ですから念には念を入れて調査した方が良いのではないのでしょうか。

今野会長： どうですか。今のご意見に対して、何か事務局からありますか。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 今のご意見でございますけれども、これにつきましては0.12又は0.10ということで、いかに風通しの悪い所、回りに建物が隣接している所等々が若干高め、少し数値が高いということで私たちは認識しております。また本市役所の前の広い駐車場で測っておりますので、比較的こういう数値が出ているということでございます。伊藤委員からのそういうご指摘でございます。ただ、これについては私どもの方では分かりませんので、専門家の方に確認をさせて頂きたいなと思います。以上です。

今野会長： よろしいですか。

伊藤委員： はい。

今野会長： 他には。はい、どうぞ。

松本委員： 放射線量の測定は、原発事故の前は測っていないみたいですよ。原発事故の前はゼロということは、無いと思うんですよ。いくらあるというふうに。それは測っていないんですよ。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： 測ってございません。新聞紙上等々でご承知かと思うんですけれども、0.02から0.06というように通常の時もあるんですよということは、認識しておるんですけれども、測っておりませんので、若干高めには飛散しておりますのは認識しております。測っておりません。以上です。

今野会長： 他には、無いようでございますので、それでは3点目の「鴨川清掃センターにおける現状について」事務局より説明をお願いいたします。

清掃センター所長： はい。

清掃センター所長の長谷川です。どうぞ、よろしく願いいたします。すみません、座って説明させていただきます。

資料の5になります。清掃センターの概要について簡単にご説明させていただきます。

鴨川清掃センターは、昭和61年3月に稼動しまして、27年という年数を経過しております。非常に老朽化した施設となってきました。現在までの間に平成14年9月には恒久対策、ダイオキシン対策工事を行っております。そして平成21・22年の2カ年をかけまして、施設の大規模な改修工事、また前処理施設としまして可燃性粗大ごみ破碎処理施設を建設したものでございます。焼却施設の中での工事を行っております。

そして22年3月に天津小湊清掃センターと鴨川市・南房総市環境衛生組合で行っていた焼却施設の焼却を終了しまして、22年4月から鴨川市の現在の清掃センター1箇所において焼却を行っておるものでございます。その間、施設の修繕といたしまして、毎年5千万円前後の予算をかけて頂きまして、修繕を行っておりますけれども、今後は施設の老朽化が更に進むため、今まで以上に予算をかけて維持しなければならないものと思っております。この施設については、先ほど申しました安房広域での平成32年稼動に向けたごみ処理施設建設が予定されておりました、それまでにこの施設を維持していきたいと考えておるものでございます。

続きまして、施設の運営状況ですけれども、これにつきましては収集・持込・焼却・事務の職員数とうちの方で持っています収集車の台数等を掲げてありますので、後ほどご覧頂きたいと思えます。

それでは、2ページ目につきまして、これも施設の概要でございますので、後ほど目を通していただければと思います。この表の一番下に環境対策といたしまして排ガス排出基準値ということで、表に掲げておりますけれども、鴨川清掃センターの建設当時、この基準値が設けられておりました、項目としては、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン、一酸化炭素等の基準値を設けておりました、この表の一番右側に23年度、測定した数値を載せております。ばいじん、硫黄酸化物においては、不検出。塩化水素については20.6ミリグラム、窒素酸化物については76、ダイオキシン類については、まだ23年度の数値がまだあがってきておりませんので22年度の数値を載せてあります。一酸化炭素については4.6ということで、基準値を下回っておる処であります。

続きまして、3ページになりますけれども、放射能の測定を行った、その結果の数値を載せてあります。焼却によりまして出る灰に2種類ございまして、ひとつは主灰、これは普通の燃え殻となります。そして燃焼ガスの中から出る飛灰というものがございまして、これらについての放射性セシウムの134と137について、それぞれ測定いたしまして、その数値を記載してございます。去年の7月7日に1回目の測定を行い、その後9月以降、毎月検査を行っている数値を載せてあります。これについては、非常に低い数値でございまして、処分場に埋め立てる際の基準として1立方メートル当たり8,000ベクレルを超えないこととされておりました、この数値を大きく下回っておるものでございます。

続きまして、排ガス中の放射性セシウムでございますけど、これは、24年1月1日に施行されました、放射性汚染対象特措法というものが施行されまして、それに伴い検査を行っておるものでございますけど、これは排ガスの放射性セシウムについて1月と2月にそれぞれ検査をしておりますけれども、これについては全て不検出ということで報告がされております。

清掃センターについては、以上、簡単ですけれども説明させて頂きました。

今野会長：

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、何か、ご意見・ご質問をございませんでしょうか。

鈴木委員：

はい。

今野会長： はい、どうぞ。

鈴木委員： すみません。せっかくの機会ですので、私は議会でも質問しているんですけども、今、皆さん関心を持っている被災地のがれきですね。100年分あると言われている、このがれきを全国で何とか処理してもらえないかという要請がある訳ですけども、鴨川市の場合がそれに対応できるかどうかということで質問してありますので、その件に関して経過を皆さんに説明して頂ければと思います。

環境課課長： はい。

今野会長： はい、どうぞ。

環境課課長： それでは、東北、宮城・岩手のがれきの受け入れについてでございます。これにつきましては、現在、うちの方は焼却施設、その処理能力また併せもってがれきの一次保管場所について、用地と言いましょか、そういう施設がございません。能力も処理する能力が無い、それがひとつ。また、がれきの保管する場所についても確保できていないということの2点がございまして、環境省から県を通じて、本市に昨年依頼があった訳ですけども、そういうようなことで、困難ということでお答えをさせて頂いております。以上でございます。

今野会長： 他には、ございませんでしょうか。質疑が無いようでございます。長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございます。以上で、議事の方は終了ということでさせて頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

委員： 異議なし。

今野会長： それでは、本日の議事は以上をもって終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。どうも不慣れな議長で申し訳ございません。どうもありがとうございました。本日の質疑は、これで終了いたします。事務局、何かございますか。

(6) その他

環境課長補佐： ありがとうございます。それでは次第の6「その他」でございますけれども、委員の皆様、何かございますでしょうか。

伊藤委員： ちょっとすみません。ごみ処理基本計画については、これはどういうことになるんですか。これは、審議会で承認されたということですか。

環境課長： はい。先ほども申し上げましたとおり、18年の3月に計画を策定し、ご意見を頂戴した処でございます。今般につきましては、広域化に向けての一部追加ということで、一部と言いますと語弊がありますけれども、追加というものでございます。そういう形の中で、本来ですと基本計画でございますので編成する前ということでございますけれども、安房広域の方で平成10年から進んでおる処でございます。そういうことの中で平成19年度から具体化されたということでございますので、そういう方向で進んでおるということでご理解を賜りたいとそのように考えております。よろしく願いいたします。

今野会長： 報告だということですね。
環境課長： 内容報告、内容説明ということでございます。
今野会長： 議決とか承認とかということは、考えておられないということですね。
環境課長： はい。そういうことでご理解頂きたいものでございます。
今野会長： 伊藤委員、よろしゅうございますか。
伊藤委員： はい。

(7) 閉 会

今野会長： それでは、先ほど申しましたように、本日はどうも、長時間ありがとうございました。

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の確認を
します。

田村 政彦